

取り組み状況資料

【第5章 行政運営】

条 項：第17条 危機管理・防災

市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。

2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。

取り組み：第1項

①災害状況をHP及び災害状況自動案内装置により市民に広報

②避難行動要支援者名簿の作成（H26～）

③登録制メールで災害情報・避難情報等を発信（H27～）

第2項

○防災訓練（H21～） ⇒第7条第1項参照

○避難所運営訓練（H23～） ⇒第7条第1項参照

④災害対応物品整備（H17～）

⑤冬期落雪事故予防研修会（H18～）

⑥緊急貯水槽での応急給水訓練実施

⑦北海道下水道災害対策会議幹事会および訓練



ただ今、江別市内で火災は発生していません。



- 只今、江別市内では災害は発生していません。

江別市内の災害情報は、消防テレホンサービス災害情報案内(011-384-1199)でも案内しております。
また、携帯電話からは、下記のアドレスを参照してください。
<http://city.ebetsu-fd.jp/i/>

「避難行動要支援者避難支援制度」について

1. 制度概要

災害発生時に自力での避難が困難な方を、行政と地域が連携して支えあう制度です。普段からの声掛けや見守りをとおして、要支援者との繋がりを深め、いざ災害が発生したときの安否確認や避難支援を実施する事が目的です。

もちろん災害時には、支援者も被災者となります。まずは、自分の身を守り、家族の安全を確保した後に、余力があれば要支援者の支援を行っていただくことを前提としております。

【対象となる方】

- (1) 身体障がい者1・2級
- (2) 療育手帳A判定（知的障がい）
- (3) 要介護3・4・5
- (4) 上記以外で自力避難が困難である方（自己申告）

※いずれも、基本的には在宅の方を対象としております。

2. 現況について ～平成28年9月現在

- (1) 対象者 4, 200名（非同意者を含む）
- (2) 登録者 1, 400名（同意者のみ）
- (3) 参加自治会 45自治会（162自治会中）

3. 名簿作成の流れ

- (1) 1年に1回、新規対象者に対して民生委員の協力により制度の説明と登録の呼びかけを行います。
- (2) 新規申込者を既存の名簿に追加して、関係機関に新名簿を提供し古い名簿を回収します。

※提供する名簿については同意者のみの名簿です。ただし、災害発生時は「本人の同意を得ることなく」名簿を提供する事が出来ます。

【名簿を提供する関係機関】

- ①参加自治会
- ②民生委員
- ③社会福祉協議会
- ④消防
- ⑤警察

- (3) 民生委員の調査以外でも随時申し込みは受け付けており、新規に申し込みがあれば、参加自治会と民生委員には都度、情報を提供します。

災害が起きた時、 自力での避難が 不安な方に！



江別市では、障がいをお持ちの方や、単身でお住まいの高齢の方、要介護度3以上の認定を受けている方など災害時に自力での避難が困難な方（「避難行動要支援者」といいます）が避難の必要なときに孤立することを防ぐために、また、避難を伴わない災害時にも地域で支え合えるよう、ふだんからの声かけや見守り活動などの体制づくりを行う「避難行動要支援者避難支援制度」を実施しています。

この制度は・・・

災害の際に何らかの理由で逃げ遅れる危険性が高い方が、制度へ登録申し込みをして、自治会など支援してくれる団体に、あらかじめ状況を把握しておいてもらうことで、災害時の被害を少しでも少なくしようという制度です。

対象となる方



- 身体障がい手帳(1・2級)に該当する方
- 療育手帳A判定に該当する方
- 在宅で要介護度3以上に該当する方

上記に新たに該当した方々には、民生・児童委員が制度の説明と制度への登録希望について確認にお伺いします。

該当しない方で、災害時の自力での避難が困難な方（高齢で独り住まいをしているなど）は、地区の民生・児童委員または市役所に直接ご相談ください。

登録の申し込みについて

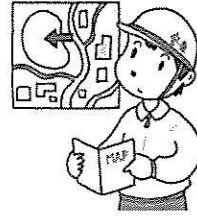
制度への登録申し込みをすると、「要支援者名簿」に登録されます。名簿には、①住所 ②氏名 ③性別 ④生年月日 ⑤電話番号 ⑥支援を必要とする理由（障がいや要介護の情報など）の個人的な情報が記載されます。

この名簿は自治会などいざというときに支援をしてくれる団体に事前配布され保管・活用されます。申し込みを希望される方は自分の個人情報を提供することに同意する必要があります。

※法律の改正により、災害発生時においては市が把握している全ての対象者情報について、本人の同意なしでも、避難支援する関係者に対して情報提供が出来るようになりました。しかし、迅速な避難支援のためには、事前の情報提供に同意して、日頃から地域と関わりを持っておく必要があります。こうしたことから当制度への加入をお勧めいたします。

支援について

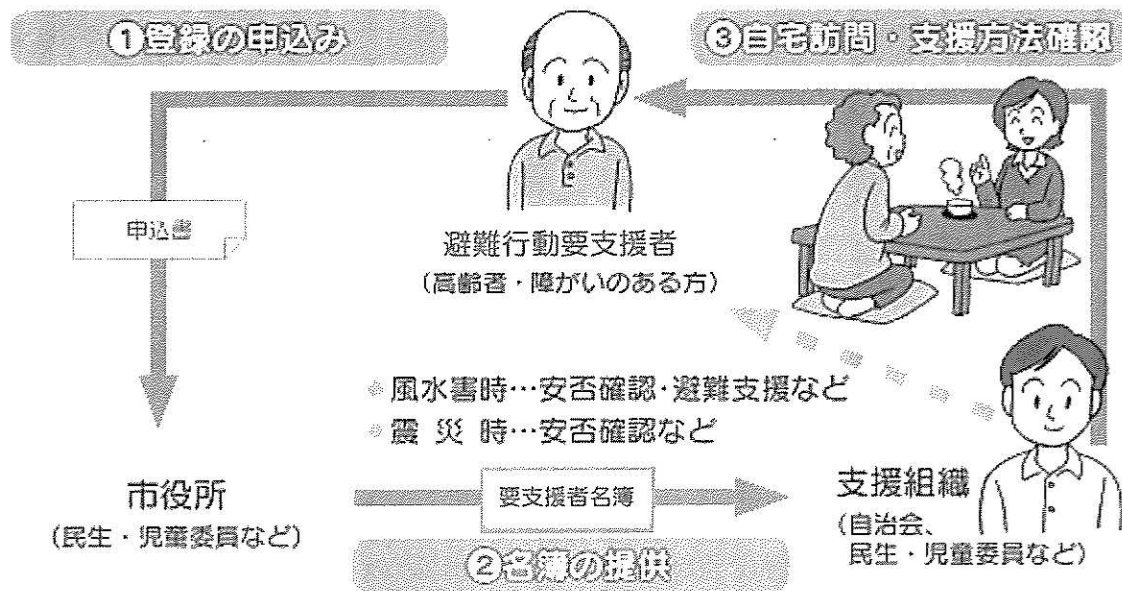
この制度は、登録した人の災害時の安否確認を素早くするためのものです。しかしながら、災害の状況によっては支援してくれる人達も被災してしまうこともあり、避難の手助けが行えない場合もあります。支援が保証されるものではないことをご理解ください。



制度の流れ

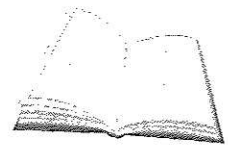
民生・児童委員を通じて、又は直接お申し込みいただいた後、市役所から要支援者名簿への登録完了の通知を送付いたします。

その後、地区を担当している民生・児童委員や自治会(制度に参加している場合)そして、消防や警察等の防災関係機関に名簿を提供いたします。



個人情報の取扱いについて

登録していただいた個人情報については市役所及び支援組織において適正に管理し、防災に関する以外の目的には使用しません。



申込み・お問合せ先

地域の民生・児童委員または下記の市役所総務部危機対策室(危機対策・防災担当)まで、お気軽にご連絡ください。

江別市役所総務部危機対策室
(危機対策・防災担当)
〒067-8674 江別市高砂町6番地
☎011-381-1407(直通)
✉ kikitaisaku@city.ebetsu.lg.jp

「防災情報提供サービス」について

1. 導入までの経過

災害時の全ての行動は情報で始まることから、災害広報についてはこれまでも全国の自治体共通の課題であり、当市においても一昨年 9 月の断水対応においては、初動対応の遅れや市民の情報提供に大きな課題を残すこととなった。こうしたことから、災害広報として、新たな情報媒体の活用を検討し、複層的な情報発信に努める必要があることから、昨年 9 月に市民向けの防災情報提供サービスを開始した。

2. 情報配信の方法

パソコンから災害情報を一つのフォームに入力することで、一元的な情報発信が可能となる。

【登録者への情報配信】

- (1) 電子メールの配信（メール配信サービス）
- (2) 合成音声による電話の自動発信
- (3) ファクスの自動送信

【登録者以外への情報配信】

- (1) 市ホームページ内「江別市防災情報ページ」の更新
- (2) フェイスブック・ツイッターといった SNS での発信
- (3) 市民の電話による問合せに対し自動音声により情報提供

3. 市民登録状況（平成 28 年 9 月現在）

- (1) Eメール登録 2, 728 件
- (2) FAX登録 321 件
- (3) 電話登録 192 件
- 合計 3, 241 件

4. 従来の災害情報発信

(1) 広報車による広報

広報車両 41 台で広報を実施。特定のエリアへの発信は可能であるが、屋内での聞き取りに課題がある。

（本庁 11 台、水道 14 台、消防 13 台、生活環境部 3 台）

(2) 市ホームページ

広く市民へ発信が可能であるがパソコンなど受信端末が必要なため高齢者への情報発信には課題がある。

(3) 災害情報共有システム（Lアラート）

専用端末への入力で、避難情報等を北海道やマスコミへ情報発信。

(4) 緊急速報メール（エリアメール）

生命にかかわる緊急性の高い情報に限り、市町村から配信可能。

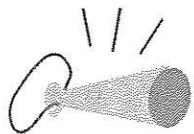
ドコモ、au、ソフトバンクと事前に契約を締結。3社の携帯電話を所有する市民に対して、情報の配信が可能。

(5) 記者会見等

社会的影響の度合いを考慮して、市長等からメッセージを発信する。

5. 自治会長や特定の自治会及び市職員への情報発信

同システムを活用して、自治会長や市職員に対して独自情報の発信を行う。また、江北地区など冬期間の吹き溜まり等による交通障害に関する協力連携を行っている自治会等に対しても、同システムにより情報連携体制を確立している。

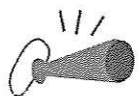


防災情報を配信します！



江別市では平成 27 年 9 月 1 日から 防災に関する情報をメールなどで配信します。

市民の皆さまが安全で安心な生活が過ごせますよう、江別市内に関する気象情報や、避難情報など緊急のお知らせを、電子メール・電話・FAX でお知らせするサービスです。



配信する内容

●気象情報

特別警報

(大雨、暴風、暴風雪、大雪など)

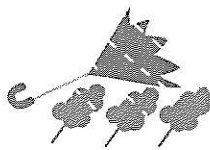
警報

(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪など)

土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報

その他

(緊急で危険が伴う気象情報、道路情報など)



●避難情報

避難準備情報

避難勧告

避難指示

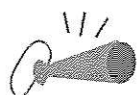
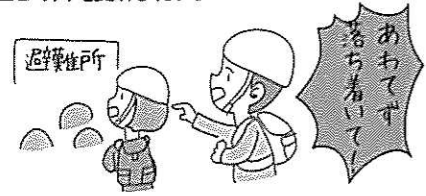
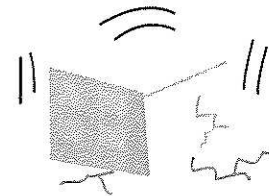
●その他緊急のお知らせ

断水情報・給水所開設情報・

国民保護情報など

●地震情報

震度 3 以上



情報を受け取る方法

- ① 電子メール 裏面の登録方法をご覧ください。
- ② 電話・FAX 裏面の申込書に記入してFAX又は郵送してください。
- ③ テレフォンサービス 配信した内容を自動音声で確認できます。登録不要です。
電話番号 **050-5533-8204** 通話料はご負担願います。
- ④ 江別市ホームページ「江別市防災情報」
URL <http://bousai.city.ebetsu.hokkaido.jp/>
- ⑤ ツイッター・フェイスブック(SNS) 配信した内容を確認できます。

※登録は無料です。登録方法は裏面をごらんください。
通信料がかかる場合があります。



登録方法



1 メールを登録する場合 次の順に操作してください。

1 QRコードを読み取り、空メール(件名・本文不要)を送信してください
ebetsu-city@raidan.ktaiwork.jpからのメールを受信許可するように設定してください



※QRコード読取りが出来ない方は
bousai.ebetsu-city@raidan.ktaiwork.jp
に空メールを送信

2 システムから仮登録通知のメールが来ます



3 URL にアクセス
内容を確認し「次へ」を押してください



4 内容の確認を行います
内容が正しければ「登録」してください



5 登録完了です



6 完了の通知メールが来ます



2 電話・FAX を登録する場合 次の申込書を総務部危機対策室まで郵送又はFAX等で提出してください。

利用申込書

新規・変更・解除

※いずれかに○印を付けてください

申込者氏名		気象情報・地震情報の配信は選択できます ※いずれかに○印を付けてください
電話番号		●気象情報 (配信する・配信しない)
FAX 番号		●地震情報 (配信する・配信しない)
利用する通信手段	電話 FAX	※希望する通信手段のいずれかに○印を付けてください。

*「避難情報・その他緊急のお知らせ」は必ず配信します。
*登録に必要な個人情報は、このサービスのためだけに使用します。

お問い合わせ先 (申込書提出先)

江別市総務部危機対策室 (〒067-8674 江別市高砂町6番地)

TEL・011-381-1407 FAX・011-381-1070

災害対応物品整備状況（避難所関係）

品目	項目	平成27年度末 在庫数量
毛布（枚）		7,100
食糧（アルファ化米等）（食）		8,920
災害用ストーブ（台）		71
発電機（台）		59
コードリール（台）		59
投光器（台）		29
災害用簡易トイレ（台）		20
トイレ用テント（張）		20
簡易便袋（枚）		5,000
プライベートテント （着替え・授乳用）（張）		13
移動かまど（台）		4
間仕切用段ボール（枚）		700
避難所断熱用マット（枚）		600

落雪事故予防研修会

消防署消防課

落雪事故を未然に防ぐため、平成18年から、市内3地域に分けて輪番で開催している。

これまで11回開催し、約1,400名の住民に参加をいただき、事故防止の啓発を行っている。

研修会は、外部講師による講演の他、「過去の落雪事故事例」や「命綱の作り方」など、実技を交えながらの内容となっている。

開催状況（過去3ヶ年）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
開催日	平成25年12月7日	平成26年12月6日	平成27年12月5日
開催地区	大麻地区	江別地区	野幌地区
開催場所	北翔大学	豊幌地区センター	消防本部
参加人員	118名	54名	58名

緊急貯水槽での応急給水訓練実施

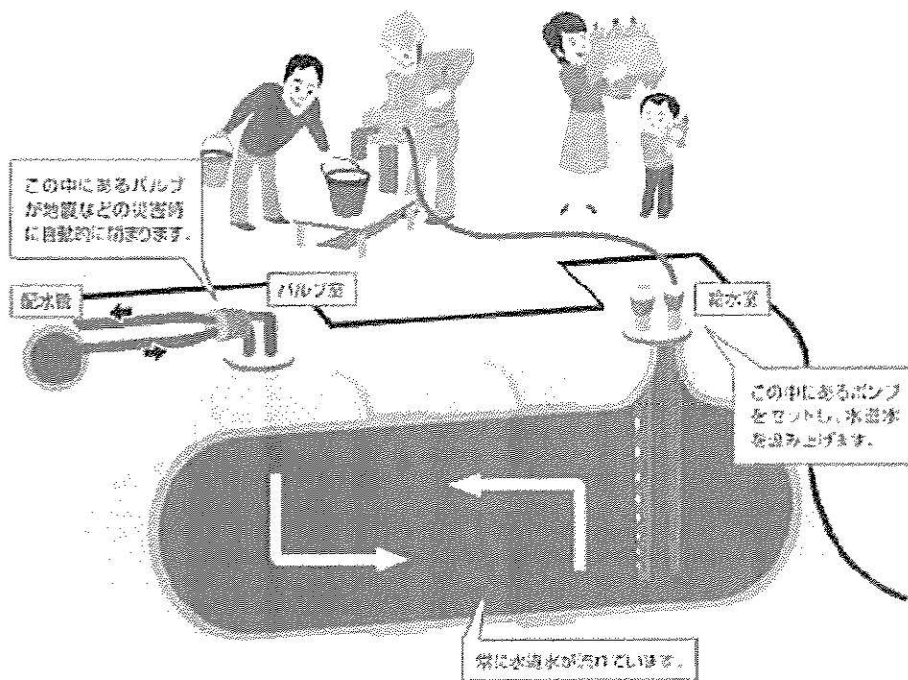
緊急貯水槽

災害時においても大切な飲み水を確保できるよう、江別市では避難所となる公園や学校の敷地内など市内5か所に緊急貯水槽を設置している。これによって地震などで配水管が破損したときは、貯水槽と配水管をつなぐバルブが自動的に遮断され、緊急時の飲料水が確保される。

また、平常時には配水管として新鮮な水道水が流れているが、断水対応や火災時の防火用水としても活用することができる。

設置場所	所在地	容量
大麻東公園	大麻東町35	50立方メートル
若草公園	野幌町6	50立方メートル
とちのき公園	野幌若葉町32	50立方メートル
飛鳥山公園	緑町西2丁目11	50立方メートル
江別太小学校	朝日町25	50立方メートル

緊急貯水槽 1 基で、災害発生後に必要最小限の飲料水（1人1日3リットル）を3日間約 5,500 人の市民へ応急給水することができる。



応急給水訓練実施状況

- H25 飛鳥山公園 自治会参加人数 27名
- H26 江別太小学校 自治会参加人数 35名
- H27 若草公園 自治会参加人数 48名
- H28 とちのき公園 空知地方給水支援のため中止

北海道下水道災害対策会議・訓練

1 北海道下水道災害対策会議

(1) 設置目的

北海道が、市町村と相互協力のもと、平素から連携、情報交換に努め、災害時における円滑な支援活動に資することを目的に設置。

(2) 構成市等

北海道、札幌市、江別市、他13市、日本下水道事業団

(3) 情報伝達訓練実施状況

①平成25年度 12月18日(水)

②平成26年度 12月17日(水)

③平成27年度 1月20日(水)

<内容>

被災都市を想定(平成27年度は留萌市)し、電話及びFAXで、災害情報を伝達。

2 浄化センター・下水道施設課合同訓練

(1) 平成25年度

①日 時：平成25年12月19日(木) 13:10地震発生

②発生場所：江別市全域

③対 象：下水道施設課及び浄化センター職員並びに浄化センター維持管理受託者

④協力業者：道央衛生株式会社

⑤目 的：地震発生時に災害配備体制のもと、迅速に情報伝達ができるのかを確認する。

⑥内 容：
 ・江別市内に大規模な地震(震度5弱)が起こったことを想定した訓練。
 ・下水道施設課及び浄化センター職員、浄化センター維持管理受託者のそれぞれの役割を確認。
 ・災害マニュアルに記載されている各班が訓練の過程で役割分担、連絡方法、時間配分等を実際に行いながら確認。

(2) 平成26年度

①日 時：平成26年12月19日(金) 13:00～

②発生場所：合流地区

③対 象：下水道施設課及び浄化センター職員並びに浄化センター維持管理受託者

④目 的：降雨により合流地区で溢水が発生している状況で、被害範囲の予測と現地調査計画を立案する。

⑤内 容：訓練1「浸水シミュレーション図面」を見て、現地調査計画を立案する。
 訓練2「現地調査」を実施する。

(3) 平成27年度

①日 時：平成28年1月21日(木) 13:10～

②発生場所：江別市で震度5弱の地震が発生

③対 象：下水道施設課(当日参加可能な職員のみ)及び浄化センター職員

④目 的：地震発生時に災害配備体制下での各自の作業内容を確認する。

⑤訓練内容：訓練1 机上訓練(班編成・現地調査計画の立案)

・編成訓練、・調査ルート策定訓練

訓練2 現地訓練

・無線機訓練、・人孔開閉訓練